

8 ホテル等の客室

【基本的な考え方】

宿泊機能を持つ施設にあっては、車いす使用者、聴覚障害者や視覚障害者の利用に配慮した客室を設置する必要があります。

◇ 車いす使用者利用客室の整備

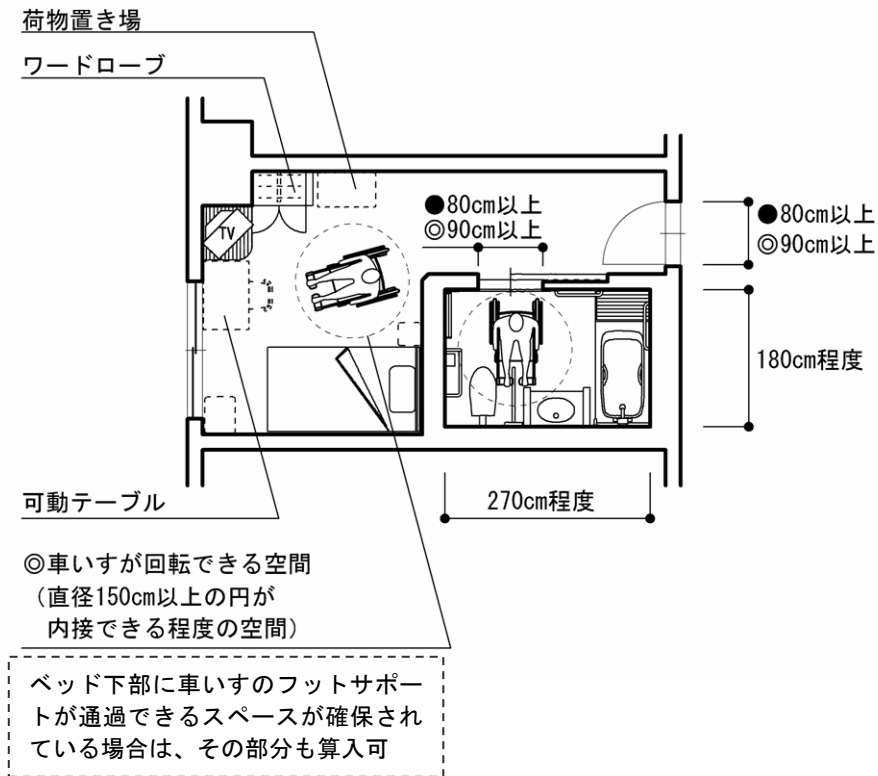
車いす使用者は、狭い幅員の通路の通行や狭いスペースでの設備の利用が困難な場合があるため、利用のための十分なスペースの確保が必要です。また、座位で動くことにより視点が低く、手の届く範囲に限りがあるため、利用する設備の高さに配慮が必要です。さらに、足下にスペースがなければ、十分に物に近づくことができないため、足元スペースの確保が必要です。

◇ 聴覚・視覚障害者への配慮

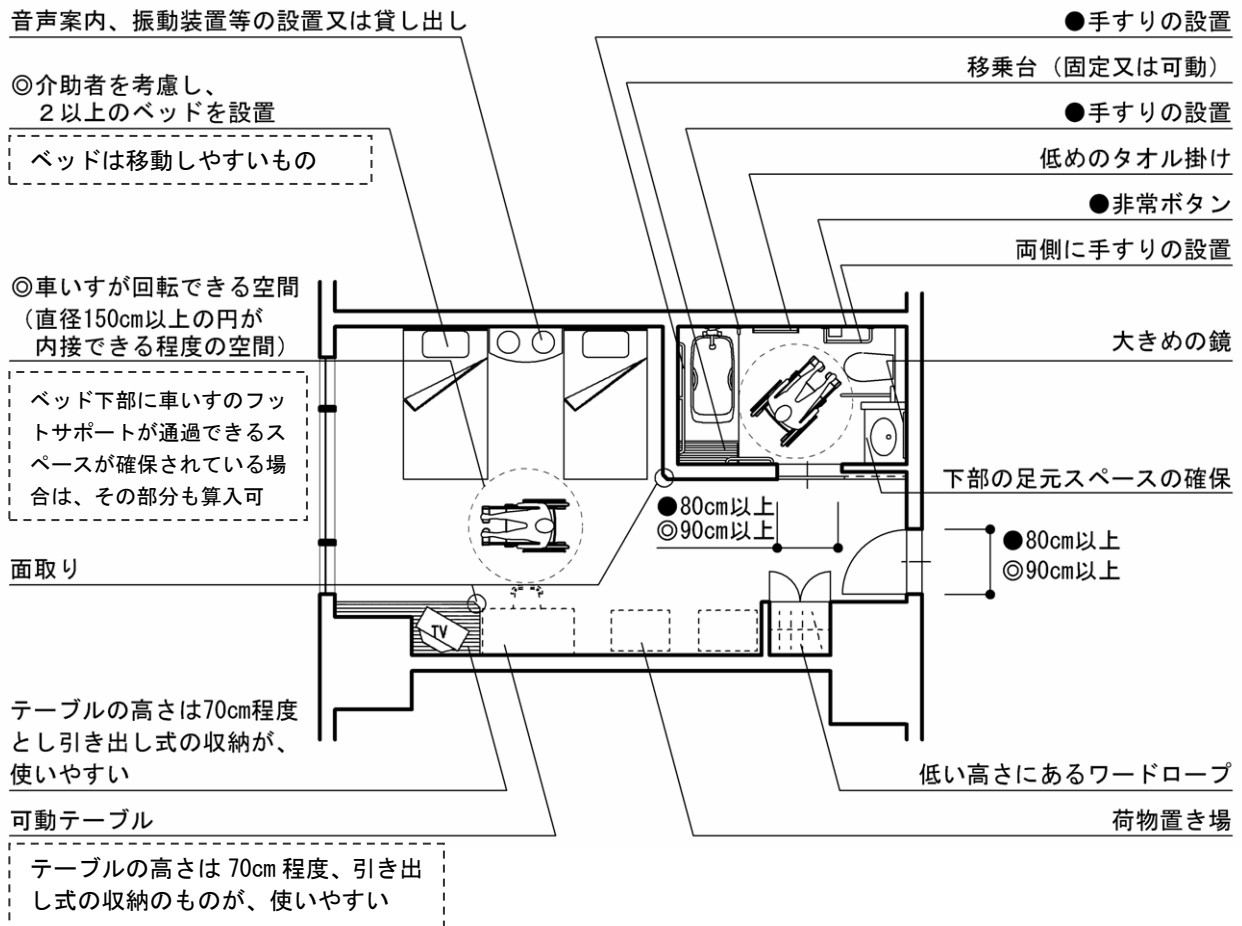
聴覚障害者や視覚障害者は、音声や文字による情報入手が困難な場合があるため、客の来訪や非常時の情報を点灯等や音声により知らせる装置や、点灯等により押したことが視認できる非常ボタンの設ける必要があります。また、視覚障害者は、文字を読むことが困難な場合があるため、洗浄装置、非常ボタンの点字、浮き彫り文字の併用等による表記などが望まれます。

整備基準		規模 限定	備考
特定施設整備基準（別表第3の第1の8）			
車いす使用者 利用客室	(1) ホテル等にあっては、次に掲げる車いす使用者利用客室を1以上設けること。		
便所	ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車いす使用者利用便所が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。）設けられている場合は、この限りでない。		
	(ア) 出入口は、7の(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げるものであること。		PⅢ-34 参照
	(イ) 7の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。		PⅢ-34 参照
	(ウ) 便所は、7の(3)のイからオまでに掲げるものであって、便所の出入口は2の(2)のア及びエに掲げるものであること。		PⅢ-38 参照
	(エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。		
	(オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。		図Ⅲ-8-2
浴室等	イ 浴室又はシャワー室（以下イにおいて「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上設けられている場合は、この限りでない。		図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
	(イ) 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるものであること。		PⅢ-8 参照
	(ウ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。		
	(エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。		
	(オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。		図Ⅲ-8-2
	(カ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。		図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
	(キ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40cm から 45cm までを標準とした出入りしやすい高さであること。		
聴覚・視覚障害者に配慮した客室	(2) ホテル等にあっては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。		

推奨事項		備考
施設整備		
車いす利用者利用客室	車いす利用者利用客室は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
設置数	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者利用客室の数は、客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上であること。 	
出入口の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の幅は、90cm以上であること。 	図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
十分な空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の前後に、車いす使用者が戸の開閉が容易にできるよう、十分な空間が確保されているものであること。 出入口及びベッドの付近に、車いす使用者が回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できる空間を設けるものであること。 	図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
便所出入口の有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 便所の出入口の幅は、車いす使用者が通過しやすいよう、90cm以上であること。 	図Ⅲ-8-1 図Ⅲ-8-2
浴室内非常ボタンの位置	<ul style="list-style-type: none"> 浴室内の非常ボタンは、洗い場及び浴槽で転倒した場合を考慮した位置に設置するものであること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者の利用に配慮した高さに設けるものであること。 	図Ⅲ-8-5
聴覚・視覚障害者に配慮した客室	聴覚・視覚障害者に配慮した客室は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
部屋番号の表示	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の戸に部屋番号等を表示し、かつ、その内容を視覚障害者に示すため、点字、浮き彫り文字の併用等によって表示するものであること。 	図Ⅲ-8-3
非常ボタンの仕様等	<ul style="list-style-type: none"> ベッド付近、便所内、浴室等に、次に掲げる非常ボタンを設けるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 点灯等により押したことが確認できるものであること。 イ 点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法の併用等により、視覚障害者が容易に操作できるものであること。 ウ 浴室内に設ける非常ボタンは、洗い場及び浴槽で転倒した場合を考慮した位置に設けるものであること。 	
管理運営		
車いす利用者利用客室	<ul style="list-style-type: none"> 介助者を考慮してベッドは2以上設けること。 ベッドの下部は、車いすのフットレストが入るものとする。 ベッドのヘッドボードは、高さがマットレス上面より30cm以内とし、ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。 照明は、ベッドの上からでも操作できるものとする。 非常灯は、枕元から手の届く位置に設けること。 	図Ⅲ-8-2 図Ⅲ-8-4 図Ⅲ-8-4
聴覚障害者等に配慮した客室	<ul style="list-style-type: none"> 客室内にテレビを設置する場合には、聴覚障害者に配慮し、文字放送に対応できるものとする。 睡眠時に客の来訪を振動により知らせるための機器を設けるものとする。 電話やファクシミリは、聴覚障害者の利用に配慮し、光が点滅するなど、着信が視覚的に分かるものとする。 	図Ⅲ-8-6
他の障害者に配慮した客室	<ul style="list-style-type: none"> 給湯設備は、温水の温度を容易に変えることができるものとする。 喉頭摘出により気管孔で呼吸する者に配慮し、室内湿度調整機器を設けること。 	

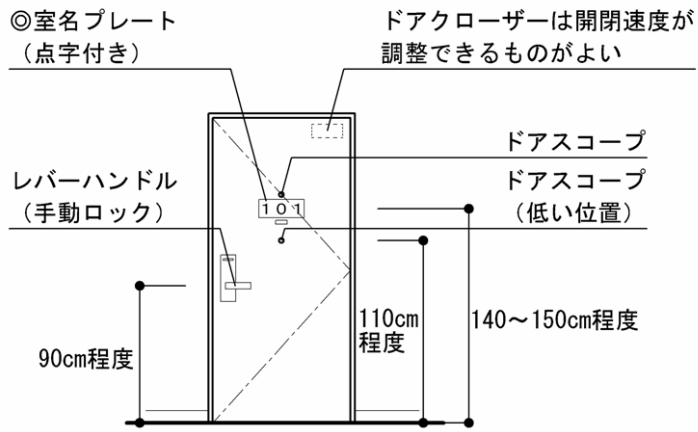


図Ⅲ-8-1 シングルルームの例

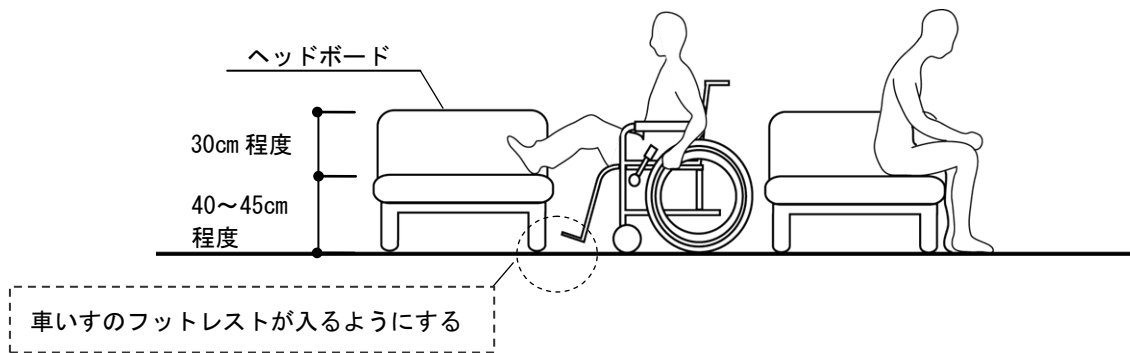


図Ⅲ-8-2 ツインルームの例

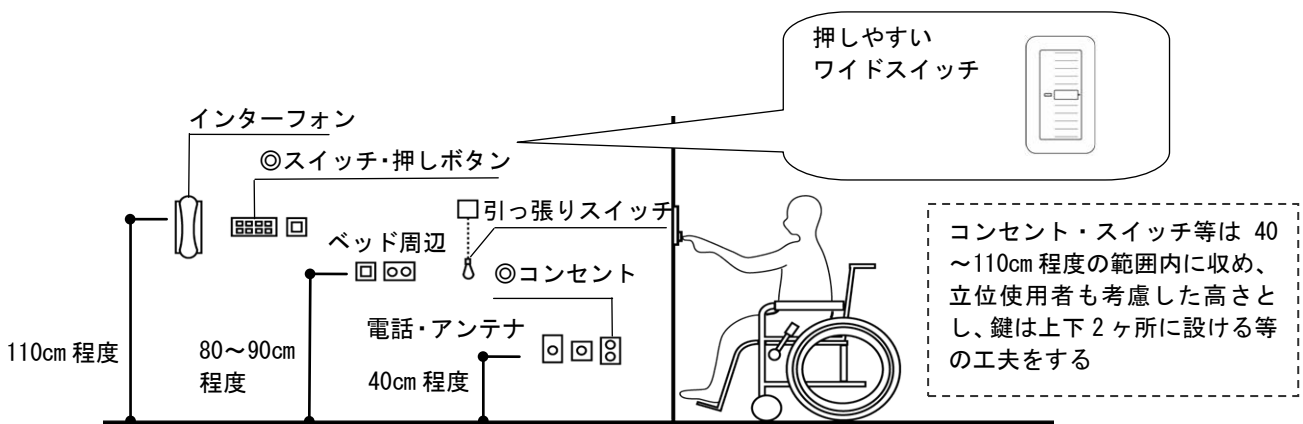
- : 整備基準に該当する事項
- ◎ : 推奨事項



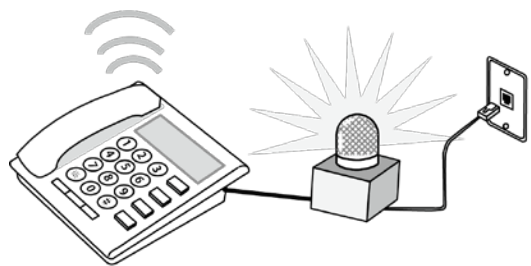
図Ⅲ-8-3 障害者に配慮した客室ドアの例



図Ⅲ-8-4 ベッドの高さ



図Ⅲ-8-5 コンセント・スイッチの高さ



図Ⅲ-8-6 着信が視覚的に分かる電話機

- : 整備基準に該当する事項
- ◎ : 推奨事項